本号で公布された条例 \mathcal{O} あらまし

埼玉県 虐 待 禁 止 条 例 (埼玉県条例 第二十六号) (福 祉 政 策課)

に虐待 定 に関 める 益 5 児童 \mathcal{O} かに こことに \mathcal{O} するととも 予防 護に資す 基本理念を定め、 齢 ょ 及 者 び 早 り 及 る び に、 Ł 期 障 当 発見そ :害者 該施策を総合的 \mathcal{O} 虐待 県 及 议 \mathcal{O} \mathcal{O} 防 他 び 下 養護者 止等に この虐待 児 か 童 関 \mathcal{O} \mathcal{O} 等 0 計 する施策に 責務並び 防 _ 止等 لح 画的に推 1 . う。 (以 下 に 進 関 0 - 「虐待の に 1 係団体及び県民 T 対する虐待 \mathcal{O} ŧ 0 基本となる事 防止 て児童等の 等」と \mathcal{O} \mathcal{O} 役 止 う。 権利 項を 並 び

 $\left(\longrightarrow \right)$ 定義

T 虐 待

養護者による児童等 対 す る身体 的 虐 待、 神 的 性 的 虐待、 ネ グ

ク ト 及 び経済的 虐 待

イ 児童 十八歳未満 \mathcal{O} 者

ウ 高 齢 者 六 +五歳以上 \mathcal{O} 者

工 害者

日 常生活 心 身の 三又は社 機能 に 会生活に 障 害が あ 相 る者であ 当な 制限を受ける状態 0 て、 障害及び 社 会的障 あ るも \mathcal{O} 壁 に ŋ 的 に

オ 養護者 児童等 を現に 養護す る者

力 設等養護者

祉 施設 児童等を現に の従事者、 養 学校 改護する \mathcal{O} 者 教 職 0 員並 うち、 び に 児 定福祉 病 院 等 施設、 \mathcal{O} 医 師 養介護 看護 師 施 等 設 及 び

丰 関係団 体 児童等 \mathcal{O} 福 祉 12 業務 上 関 係 \mathcal{O} あ る 寸 体

 $(\underline{})$ 基本 理念

ア れ 0 ば 虐待は、 て な も禁止さ 5 な 11 児 れ 童 る 等 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} 人 権を著し であることを深 く侵害する < 認 識 ŧ Ļ \mathcal{O} で そ あ \mathcal{O} 0 防 て、 止 等 11 に か 取 な る ŋ 組 理 ま 由 な が け あ

イ

虐待

 \mathcal{O}

防

止

等

は

社

会全

体

 \mathcal{O}

問

題と

L

て、

地

域

 \mathcal{O}

多

様

な

主

体

が

相

互

に

連

携

なが 5 取 り 組ま な け れ ば な 5 な いこと

ウ を 優先 \mathcal{O} とす 防 止 ること 等 に 関 す る施 策 \mathcal{O} 実施に当た 0 て は 児 童 等 \mathcal{O} 生 命 を守 ること

工 者 \mathcal{O} 支援 は、 切 れ 目 な < 行 わ ħ な け れ ば な ら な 11 こと

(\equiv) \mathcal{O} 責務 等

ア \mathcal{O} 責務

待 の防 止等 に関する施策 \mathcal{O} 策定及 び 実施等

1 養護者 の責務

待 の禁 广 児 童等が 安 心 て 生活 できる環境づ くり

ウ 養護者 \mathcal{O} 安全 一配慮義務

養護する児童等 の生命、 身体等が 危 険な状況に 置 カュ れ な 1 よう安全の 確保

に 9 V て \mathcal{O} 配 慮等

(四) 関係 寸 体 等 \mathcal{O} 役割

ア 関 係 寸 体 \mathcal{O} 役 割

待 \mathcal{O} 早期 発見、 虐待 防 止 施 策 \sim \mathcal{O} 力等

1 県民 \mathcal{O} 役割

虐 待 \mathcal{O} な 11 地 域 づ < り \sim \mathcal{O} 積 極 的 な 参 加 等

(<u>Fi</u>) 主要な施策

ア 虐待予 防 \mathcal{O} 取 組

1 児家庭全戸 訪 問事業等による児童虐待予 防 \mathcal{O} 取 組

才 情 報 \mathcal{O} 共有 通

工

通

告、

報、

届

出

及

び

相

談

 \mathcal{O}

環

境

 \mathcal{O}

整備等

ウ

啓

1発活

動

力 対 応

早

期

丰 虐待 を受 け た 児 童等 に 対す る援 助

ク 養護者に対 す うる支援

ケ 材 の育成

コ 待 \mathcal{O} 防止 等に 関する 研

サ 待に係る検証

シ 童 又 くは高齢者 に準 ず る者に対する措 置

ス \mathcal{O} 整備

財 政 \mathcal{O} 措置

施行期

三

成三十年四月 日